

発行所(郵便番号100)  
東京都千代田区丸の内2-4-1  
丸の内ビルディング781号室  
社団法人スウェーデン社会研究所  
Tel (212) 4007・1447  
編集責任者 高須 裕三  
印刷所 関東図書株式会社  
定価150円(年間購読料貳千円)  
1975年5月25日 発行  
第7巻 第5号  
(毎月1回25日発行)  
昭和44年12月23日第3種郵便物認可

# スウェーデン社会研究月報

Bulletin Vol. 7 No. 5

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning  
(The Japanese Institute for Social Studies on Sweden)  
Marunouchi-Bldg., No. 781. Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

## スウェーデンの自治体財政の概要

Om kommunernas finans i Sverige.

顧問 小野寺 信  
Makoto Onodera

今、日本では地方財政が大きな問題になっている。そこで1971年行われたスウェーデンの経済調査報告 1970 års långstidsutredning (konjunkturinstitutet) (SOU 1971:7)の附録第4等を参考としスウェーデンの自治体財政の概要を紹介する。

スウェーデンで自治体と呼ばれているのは、市(stad)と村(landskommun)と町(köping)と県(landsting)と教区(kyrka)である。1960年代の期間を通じて、自治体の支出は急増し、これに伴って地方税(スウェーデンは utdebitering と呼んでいる)も鰻上りで昇り、それでも間に合わないで、辻褄を合わせるために信用市場その他で調達する公債の額が、50年代に比べて大幅に増加している。そこで1960年代の実績によって科目毎に消費および投資の傾向を推計して見ると、自治体の財政は大体第1表のような経過をたどることになる。

スウェーデンでは自治体の支出額の大綱は、中央が決裁する。1960年代の期間を通じて、国の自治体に対する補助金は急速に増加し、特に地方の支出の増加分が、国に皺寄せになっているのが真相のようだ。もう一つ1960年代を通じて常に切実な問題となっていたのは、公債と増税との兼ね合いであった。どちらも、地方財政の大切な財源であるので、両者の組合せが将来も問題として残るであろう。信用市場における一般需要の増加と、これによって縮少を余儀なくされる資金の余ゆは、両財源の兼ね合いの選択が制限されて勢い支出増は増税を以て賄わざるを得なくなる。

第1表は自治体の収入と支出の推移と、1969年

を基準とする75年までの増加率をも示している。

なお、表の増減予想は、年間増加率を50エーレ(所得100クローナに対し)を基準とした会計検査院の計算によったものである。

国の補助金もまた、地方収入の最大項目である。国の補助金のうち使途指定の分は、1965年度においては自治体の経常費の4分の1に相当した。この関係値は1975年の収支予想にも利用した。国の地方交付税の伸び率は、地方の総税収の伸びに比べると、若干伸びなやみの傾向が現われている。1971年の税制改革の実施によって、自治体の税収に欠陥を生じたが、交付税の増加によって、これを補填することができた。国の投資補助金は主として公共機関の投資を対象とするものであるが、ある程度公営企業の投資に利用することも許されている。国の補助金の増減は第1表の示すとおりであるが、その期間中の変動は一部は自治体の支出の増加により、一部は県またはこれに相当する大都市の管轄する事業項目の変化によるものである。公営企業の収益は1960年から1969年までの間に約2倍に増加したが、その投資の全投資に占め

### No. 5 目 次

スウェーデンの自治体財政の概要	小野寺 信	1
労働安全法の改正について	永山 泰彦	3
事務局よりのお知らせ		5
スウェーデン留学研究員からの便り		9
最近のスウェーデンの経済・社会ニュース		10
スウェーデン視察調査団参加のお誘い		11
新刊紹介		12

る割合は、1960年の33%から1966年の21%に低下し、その後は並行状態に置かれている。したがってこの傾向を前提として計算すると、収入によってカバーされる支出の割合には、今後は大きな変動が見られないだろう。

基礎計算によると、この先き1975年までの自治体の消費支出は、年間5.2%の割合で増加し、この間、住宅建築を除く投資支出は、年間3.3%ずつ増加する。自治体の土地および建造物の計算上の正味取得価格は、1960年の零から1969年の5億クローナ(350億円)に増加したが、今後の増減の程度ももちろん不明である。その推移は申すまでもなく、土地政策と信用市場の情勢等によって左右されるので、最近数年における土地の買収が、如何なる程度将来の要求に応じ得るか、軽々しく判定することはできない。この評価正味取得価格の約5億クローナは、自治体の財政正味需要をある程度超過している感がある。

以上によって自治体の収入および支出の増減の歩みを総合すると、財政貯蓄が著しく悪化していることが目につく。

例えば第1表の数字から弾き出して見ると次のような結果が出て来る。

#### 1975年の自治体の総財政予想

(単位は百万クローナ、但し時価による)

可処分収入の増加分	
(但し1969年に対して)	23,900
支出の増加分	
(但し1969年に対して)	-27,200
財政貯蓄の増減	-3,300
信用市場からの借入(1969年分)	-1,200
信用市場よりの借入(1975年分)	-4,500

すなわち可処分収入増約240億クローナに対して、支出増は約272億クローナになる。この自治体の財政貯蓄の悪化分は、一部は流動性(liquidity)と信用市場またはその他における借入との変動分に該当する。

自治体の流動資金は主として銀行からの一時借入金によるが、収支差の絶対値から見ると、年毎にその動揺がはげしくなっていることが目につく。流動資金と支出との比は、いわゆる実質流動性である。実質流動性はそれぞれ自治体と信用市場における選択とその情態によって左右される

が、規格水準を以て正確に示すことは至難の業である。図表第1の示す規格水準は、1960年代の傾向値を示すものにすぎない。実質流動性比が傾向値を上回る場合は、流動性超過を意味する。ともあれ今後5年の期間中における自治体の流動性の変動を示すことは頗る困難であるが、支出の増減が今のままのカーブをたどるものとする、実質流動性の規格水準は、1969年末のものと略々同じ流動性増加に相当する計算になる。したがってこの期間における流動性の増減は略々零と見ることが出来る。財政貯蓄の悪化の度合を全般から見ると、これは信用市場なし得ればその他の市場における借入金に相当することになる。

絶対金額と投資状態から見て、この種の借入金の変動を次のように計算することができる。

信用市場における借入金(百万クローナ単位)とその投資に占める割合(%)

	1962—67	1968	1969	1975
金額	1,250	1,350	1,250	4,500
割合(%)	28	17	14	34

基礎計算によると自治体の支出の伸び方は、今後年を追って低下の傾向をたどることになる。そうすると、1973年には借入金は、投資の25%以上を占めることになる。1973年までに対外バランスを平衡させるような手段を講ずるためには支出増加を厳しく抑制することが必要になる。これは1973年頃までは借入金の需要が基礎計算よりも強く圧縮することを意味する。

ここで再び自治体と関係のある国の歳入歳出面を見ることにしよう。1969年の国の可処分歳入は16,500百万クローナ、歳出15,700百万クローナ、自治体補助8,000百万クローナ、これに対する国の1975年の増減は、可処分歳入13,600百万クローナ増、自治体補助8,700百万クローナ増、歳出13,800百万クローナ増になる見込である。

日本で問題になっている市町村自治体の人件費および土地建物取得費、ならびに県自治体の人件費のそれぞれ総支出の中において占める割合はスウェーデンの場合第2表のとおりになる。この数字を見るときは医師および保健医療要員の大部は、県自治体の公務員であることを念頭に置く必要がある。

第1表

1960, 1969および1975年の自治体の収支一覧  
(時価による)

	1969	1969-75	期間増減比%	
	100万 クローナ	増減100万 クローナ	1960 -69	1969 -75
可処分収入の部				
直税	16,300	15,500	15	12
国庫補助(使途指定)				
経常費	5,350	6,000	15	14
交付税	1,450	1,900	11	14
投資補助	1,200	800	13	9
公営企業収益	600	300	8	8
手数料収入	1,000	1,000	16	12
家計への転移				
その他収支より	-2,150	-2,200	12	12
計	2,650	600	-	-
支出の部				
消費費	20,450	22,600	14	13
公共投資	5,350	3,300	14	8
公営企業への出資	2,200	1,300	14	8
土地建物正味取得費	600	0	-	0
計	28,600	27,200	14	12

出所: SOU 1971: 7の Bilaga 4 による。

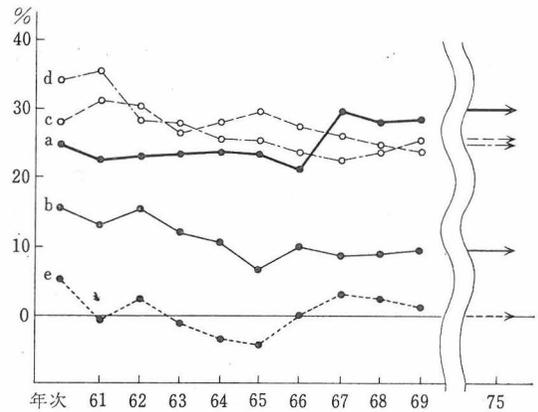
第2表

年次	市町村自治体		県自治体
	人件費%	土地建物 取得費%	人件費%
1967	29.8	5.7	47.2
1968	36.1	8.3	41.8
1969	37.1	6.9	48.2
1970	36.5	7.0	49.6
1971	39.1	5.4	50.0
1972	39.1	5.6	43.9

出所 Statistisk årsbok för Landsling 1974  
(1974年県自治体統計年鑑)

図表第一

自治体の支出と流動性の推移



- a) 使途指定の国庫補助金と自治体支出との割合 (%)
- b) 交付税と直税との割合 (%)
- c) 国の投資補助と総公共投資との割合 (%)
- d) 公営企業の収益と総投資との割合 (%)
- e) 流動性入金と支出との割合 (傾向偏移度)

出所: SOU 1971: 7 Bilaga 4 P: 19

## 労働安全法の改正について

On the Amendments of the Industrial

Safety Act (Arbetskyddslagen)

東海大学助教授 永山泰彦

Assist. Prof. Yasuhiko Nagayama

### 1. はじめに

スカンジナビア諸国を中心に、労働環境の人間化とか労働の人間化への運動が起きている。この運動の一環として、サーブ・スカニア社やボルボ社にみられる、ベルトコンベアの改善が行なわれた。これは、当研究所が中心になって昨年研究した、マン・マシン問題と密接な関係がある<sup>1)</sup>。マン・マシン問題というのは、産業革命、とりわけテーラーシステムとか、フォードシステムのような大量生産方式が導入された20世紀以降の産業における人間(労働者)と機械の関係をめぐる諸問題のことである。マン・マシン問題は、非常に重要な

問題であるが、労働環境の人間化の一部である。

ここで紹介する新労働安全法は、労働環境人間化政策の一環として、旧労働安全法を大幅に改正したものである。

### 2. 新労働安全法の特徴

新しい労働安全法は、1974年1月1日から施行された。スウェーデンの労働安全法は、わが国では、労働基準法(昭和22年4月施行)に相当する。わが国の労働基準法では、労働災害の防止とか、労働安全についての最低基準を規定している。ところが、スウェーデンの新労働安全法は、最適基準、つまり福祉極大化のための最適水準の

達成を目的としている点に特徴がみられる。すなわち、事故や病気の発生を予防することに力点がおかれている。とりわけ、労使間の信頼と協力を基礎にして、職場環境の質を向上させようとしていること、工場設備の新設、改善の際には、安全や福祉の点から事前評価（テクノロジー・アセスメント）の導入を義務づけたことなどが注目される。

それでは、具体的にはどのような方法が導入されているか、重要な改正点を要約すると次の3点になる。

- 1) 安全委員会 (Skyddskommitté) の設置を義務づけたこと。
- 2) 安全管理責任者 (huvudskyddsombud : 安全オンブド) を設置したこと。
- 3) 公的 監査 (offentlig tillsyn) 制度の強化を行なったことなどである。

### 3. 安全委員会の仕組と役割

従業員数50人以上の事業所は、すべて安全委員会の設置が義務づけられる。安全委員会の委員は従業員数に応じて増減する。また、安全委員会に、経営者代表および労働組合の地区組織の代表を加えることができる。

安全委員会は、労働安全、作業環境の監査に関するすべての範囲の問題が委託されている。すなわち、職場における労働災害や病気の予防から、満足のできる労働条件や労働環境 (arbetsmiljön) の整備に至る問題を扱う。具体的には、産業保健サービス (företagshälsovård)、新しい職場環境の計画、設計、既存の職場環境の改善、労働安全に関する作業方法、情報、教育訓練計画、工夫等の事項を処理する。同委員会に経営者代表が加わっているため改善が効率的に行なわれる。

### 4. 安全オンブド (Skyddsombud) の設置

1974年1月1日から、従業員を代表し、労働安全の問題を扱う安全管理責任者(安全オンブド)の制度ができた。これは、事業所内安全管理者と地域安全管理責任者 (regionala Skyddsombud) とに分かれている。

事業所内の安全管理責任者は、業種にかかわらず、従業員数5人以上の事業所で任命される。各安全管理者は代理人を指定しなければならない。また、安全管理者が2人以上いる事業所には

主任安全管理者を任命する。安全管理者および主任安全管理者は、労働組合の地方組織が選任する。労働組合の地方組織がない場合、従業員の直接選挙によって扱われる。

新労働安全法の体系では、労働安全の主要な原則は、経営者と安全管理者間の協力関係によって推進される。ところが、安全管理者や安全委員会のない事業所も多数存在する。そのような背景から、地域安全管理者制度が導入された。地域安全管理者は、労働組合の地区組織が選出する専従者で、労働基準監督官 (Yrkesinspektionen) から正式に任命される。地域安全管理者の給与は、労働安全拠出金でまかなわれる。経営者は、地域安全管理者の活動や拠出金の支払いの不服は認められない。

安全管理者の任務は、第一に、建物の新築、変更の計画、装置や作業方法の計画に参画し、安全で満足のゆく状態にすることである。安全管理者は職務上必要な場合、経営者が所有する書類をすべて調べる権利がある。また、工場設計の段階で、建築業者に依頼した設計図やデータなども含まれる。

安全管理者制度は、あくまでも労使間の相互協力と信頼関係にもとづいて、労働安全上の改善、変更を行なうのが原則である。しかし、場合によっては、経営者と労働者の協力関係が得られない。このような場合、労働安全監督官 (Yrkesinspektionen) に委託する。

安全管理者の第二の重要な任務は、重大な労働災害をもたらす危険性が大きく、また安全委員会の注意にもかかわらず危険が除去されない場合、危険な作業を中止または一時停止させる権限を行使することである。

### 5. 公的監視制度の強化

新しい法律では、個々の事業所における労働災害を未然に防ぐために公的監視制度を強化している。この公的監視体制は、中央と地方からなるが、中央では労働安全局 (Arbetsarkyddsstyrelsen) で、労働安全局は直接労働安全の監視、調整活動を行なっている。また、労働安全局は労働基準監督官を統轄している。

地方では従業員が10人以下の事業所が点在し、安全管理者や安全委員会が設置できない場合が多い。これらの地方の小規模事業所のために、自治

体の監視機能が強化された。とくに労働安全の教育訓練を受けた自治体の保健担当職員がこの活動に従事する。また、新しい法律では、労働基準監督官を補佐する、自治体の監督官を自治体が任命することを義務づけている。

自治体では議会と地方保健委員会が協力して、労働安全管理を行なうことになっている。

## 6. 新労働安全法の意義

労働安全法が改正された背景は、スウェーデンにおける労働の人間化の総合的政策の一環として推進されたわけである。とくに、労働環境の不備によって、医療保険、労災保険、失業保険の出費

がかさむことは、福祉の充実にとって好ましくない。不完全な職場で労働者が労働災害に遭遇すれば、労働者自身に多大な苦痛を与えるばかりか、社会保険の出費増、リハビリテーションの費用増という社会的負担も大きくなる。労働災害を未然に防止するような環境改善が行なわれれば、労働の満足をますだけでなく社会的負担の軽減という効果があることを忘れてはならない。スウェーデンの労働安全法の改正には、このような福祉アセメント的側面があることは注目される。

注、1) 人間性確保のためのマン・マシン・システムの開発に関する調査研究、人間能力開発センター(スウェーデン社会研究所委託研究)昭和50年3月

## 事務局よりのお知らせ

# 人間性確保のためのマン・マシン・システムの開発に関する調査研究

—— (報 告 書 提 出) ——

当月報第6巻第6号でご紹介いたしました標記の研究報告書が、このほど当研究所より委託主である社団法人全日本能率連盟人間能力開発センターへ提出されましたので、その概要をご紹介します。

当研究は、通産省の産業政策局企業行動課の斡旋により、上記の人間能力開発センターよりの委託を受けて、昨年5月より下記の研究メンバーが中心となって、約1ヶ年間に亘り10数次の研究会の開催とスウェーデンを中心とする北欧とわが国内の数次の実地調査等により調査研究を重ねられたものであります。

下記にその目次と要約を掲載してご参考に供します。

(研究メンバー)

(アイウエオ順)

日本能率協会コンサルティング・グループ技術部長 荒井 一男

日本生産性本部労働部課長代理 加藤 譲治

松下電器産業株式会社東京支社次長兼人事部長 加藤 正雄

日本自動車工業会資材部部長代理 四宮 金弥

◎日本大学経済学部教授 経済学博士

高須 裕三

トヨタ自動車工業株式会社取締役 坪井 珍彦  
および 庶務課長 堀内 稔夫

東海大学政経学部助教授 永山 泰彦

ソニー株式会社勤労部 次長 蜂谷 三郎

および同 次長 古口 文男

亜細亜大学経済部教授 藤田 至孝

○中央大学経済学部教授経済学博士 丸尾 直美

注 ◎社団法人スウェーデン社会研究所関係研究責任者 ○当研究主査

(目次)

第1章 マン・マシン・システムと労働環境人間化政策の技術史的社会的背景

第2章 マン・マシン・システム問題と労働環境の人間化

第3章 コンベア作業の問題と当面の改善の方向

第4章 ライン作業の人間化を高める努力

第5章 海外におけるマン・マシン・システム問題と労働環境人間化の現状と背景

第6章 スウェーデンにおける労働環境人間化の理念とプロジェクト

第7章 スウェーデンにおける労働環境人間化の実験

(1) サーブ・スカニヤ社の実験

(2) ボルボ社カルマル工場の実験

### (3) 公的企業における実験

## 第8章 ノールウェーの実験プロジェクトとその成果

### 第9章 日本における現状

- (1) 自動車産業
- (2) 家庭電器産業
- (3) その他の産業

(a) 或る二社のモジュール方式

(b) 成功事例と見られる三社の事情

## 第10章 日本における労働環境の特殊性と対応の方向 以上

# 要 約

### 研究の目的

本研究の主目的は、第一に、人間と機械との関係の正しい在り方を探求し、企業における高度に機械化され、単調化され、組織化された労働環境の福祉化—ことに人間化—の方法を、経済効率を考慮に入れながら研究することである。

第二に、労働環境人間化運動は、北欧の福祉国家的先進国を中心に生じてきたが、本研究では、これらの国の労働環境政策の考え方と実際とを中心として紹介し、同時に北欧などの場合と日本の場合との社会的経済的背景ならびに国民性の差を考慮に入れた上で、現段階および近い将来における日本において、マン・マシン問題に対処する労働環境人間化政策の日本的な在り方を示唆することである。

### マン・マシン問題と労働環境人間化についての基本的理念と意義

- (1) 人間本位のマン・マシン・システムの実現。マン・マシン・システムの改善のための労働環境人間化政策は、人間が機械に適合させられる状態から、機械や組織を、働く人間の福祉にとって好ましいように適合させる状態へ転換することを第一の目的とする。
- (2) 参加論・環境論としての意義。マン・マシン・システム改善のための労働環境人間化政策は、単に機械と人間との総合的効率化を指向する I E 的考えから登場してきたものではない。それは、いわゆる労働の「人間性疎外」を克服するための労働者参加 (Participation) 論ないし産業民主化論の一環として登場してきたものであり、さらに環境改善論の一環としても重視されるにいたった問題であることを忘れてはならない。それゆえ、

労働環境人間化政策を研究することは、参加論と環境改善論の研究としても有意義であると考えられる。

(3) 安全化とアメニティの重視。マン・マシン問題と労働環境の人間化というとき、しばしばベルト・コンベア・システムからの脱却 (いわゆる脱ベルト) という問題だけが取り上げられがちであるが、脱ベルトは、労働環境人間化の一つの象徴的な政策であるとしても、むしろそれは問題の一部であるにすぎない。労働環境の人間化問題は、広く解すれば、労働環境の福祉化であり、単に精神的な面での人間的満足を高めることだけでなく、労働環境の安全化 (人命と健康の尊重) と快適化 (アメニティの改善) とを含むものであり、わが国の場合には、むしろこの点で北欧諸国の経験や実験から学ぶべきことが少なくないと思われる。

この意味において、労働環境人間化政策の研究は、労働環境の安全性を高め、アメニティを高めて、労働者の福祉水準を高める上で役立つところが大きいであろう。

(4) 福祉改善と効率との両立。労働環境の人間化は、労働者の福祉改善に直接役立つだけでなく、作業の効率化ないし生産性向上に役立つ側面もある。とかく福祉に役立つことは、経済効率や生産性向上にとってはマイナスであると考えられがちであるが、古くはロバート・オウエンによるニューラナークの実験から、近年ではスウェーデンのサーブ・スカニヤやボルボ自動車工場の実験の場合にみられるように、労働者の福祉を高めることが経済効率ないし生産性の向上と両立する事例は少なくない。スウェーデンの経済学者として著名なグンナー・ミュルダールは、平等主義的改革や福祉のための政策は、十分に計画的に行なわれる場合には生産的 (Productive) であるということを経験して1930年代のはじめから今日まで強く主張してきたが、福祉の水準でも、一人当たりのGNPでも、世界最高の水準に達したスウェーデンの経験は、ミュルダールの命題の一つの裏付けといえよう。福祉の改善と生産性向上との両立に成功してきたスウェーデンなどの北欧諸国において、労働者福祉の改善と経済効率との同時改善を目指した労働環境人間化政策が、世界に先がけて登場してきたのは必ずしも偶然ではないであろう。

労働環境人間化政策は、企業における欠勤率の

増加、転職者の増加、作業停止の増加、不合格品の増加などを減少させることにおいて、当該企業の生産性向上に直接に役立つ場合があることはもちろんであるが、「外部経済効果」を考慮に入れるならば、その効率性の根拠は一層強くなる。ちょうど物理的環境破壊ともいえる公害が多大の「外部不経済効果」(福祉への外部不効果を含む)を生ずるように、人間的・社会的面での環境破壊ともいえる労働環境の非人間化は、はかりしれない「外部不経済効果」を持つ。やりがいのない単調労働は、人間の人間らしさや能力向上の意欲を失わせる。不満のはけ口を企業外に求める場合も少なくない。したがって労働環境の人間化によってこの種の好ましくない「外部効果」が小さくなることは、経済的にも福祉の観点からみても効率的である。その上、人びとが働らくことをいやがる現場労働が快適化され人間化されるならば、ホワイト・カラーや第三次産業への労働力配分が相対的に過大になる傾向を正し、国民経済的に見てより効率な労働力配分に近づけることが可能であろう。どのような形のどの程度の労働環境人間化政策が、効率的にもプラスになるという点を明らかにすることもこの問題研究の意義といえよう。

(5) 近代化をふまえた高次元のコミュニティを。労働環境人間化政策が北欧などの先進福祉国に生じた今一つの理由は、合理化ないし近代化の相対的に進んだいわゆる「ゲゼルシャフト」的企業においては、その弊害面が顕在化し、その克服策として再び人間的な心のふれ合いを重視するコミュニティ的(「ゲマインシャフト的」)要素が要請されているからでもある。もちろん、これは封建性の強い「ゲマインシャフト」への復帰ではない。それは、近代化、合理化、効率化を十分に経たうえで、これを土台としてその長所を生かしながら、コミュニティ的要素を、より高次の次元において再生しようとするアウフ・ヘーベン(高次元での総合)の過程として理解されるべきである。また賃金という形のみならずよりもそれ以外の形の福祉をも重視する風潮も、「近代」的な経済中心主義から次の段階へ移行する過程と解釈することも可能であろう。

(6) 新しい自律的社会規律(discipline)の確立を。労働環境の人間化は、社会的規律の弛緩(disorganization)化現象を阻止して、福祉社会にふさわしい自律的規律と秩序とを確立しようとする

る政策であると考えられる。社会的 discipline の維持のためには、①全体主義的な規律と、②解雇、減給、昇進ストップなどによる経済的制裁のような他律的な規律のほか、③家族内のような家父長制的規律があるが、いづれも自由と平等と社会的連帯とを重視する福祉社会の理念と相容れない。そこで④自由責任体制ないし参加による自律的な規律を確立することによって、「崩れゆく」規律と秩序とを再興しようというところに、労働環境人間化論の意義がある。

以上のような点を考えるならば、今、問題となっているマン・マシン問題と労働環境人間化政策が、単なるIE論でもないし、かつてのヒューマン・リレーション論の焼直しでもないことは明らかである。われわれの研究は、もちろん、以上に示したような新しい理念に基づくものであることを強調しておきたい。

しかし、日本と北欧とでは、経済的社会的背景があまりにも異なるので、北欧における労働環境人間化政策の理念と実験とを日本に適用する場合には少なくとも次のような配慮が必要である。

- (1) 第一に、経済発展段階の相違である。日本は北欧その他のヨーロッパ先進国にキャッチ・アップしてきたとはいえ、北欧と比べると平均所得、過去の蓄積(ことに社会資本の蓄積)で遅れがあり、労働環境人間化と同程度にあるいはそれ以上に優先度の高い政策がほかにも少なくないこと。
- (2) 第二に、日本には前近代的コミュニティ的要素と和を重んずる東洋的あるいは日本のコミュニティの要素が企業内に混然として強く存続しているので、ゲゼルシャフト化に徹したスウェーデンの企業の場合ほど労働環境人間化の要請が現段階では強くないことである。具体的にはパターンリスティックな諸慣行があることに加えて、ZD、QC運動など、小集団活動が活発であること、企業内の福利厚生施設が発達していること、労働外の生活において企業内の仲間との人間的コンタクト(交流)が多いことなどがあげられる。
- (3) 第三に、北欧では労働環境人間化は、居住環境と並んで人間の生きる場所として大切な労働環境が、居住環境に比べてアンバランスに悪いということから、環境論としても労働環境の改善が要請されているが、日本の場合には居住環境の水準がまだ低いうえに、労働環境についての意識の面での北欧等との違いのために、この点のアンバラ

ンスはそれほど認識されていない。

(4) 第四に、日本は大企業と中小零細企業とが二重構造を成しており、大企業の福利厚生施設は中小企業に比べてはるかに水準が高いので、大企業中心に労働環境も改善されると、大企業と中小零細企業との福祉ギャップが問題になるおそれがある。それゆえ、この点での配慮と政策措置をとまうことが必要であろう。

その他、スウェーデン等の単調労働部門には外人労働者が多くて、この人々の人間的交流と生きがいを高めることがスウェーデンなどの労働環境人間化政策において無視できない動機になっているが、わが国の場合にはこの動機はない。

#### 日本における労働環境人間化政策の重点

日本の企業には以上のような独自性があるが、かといって労働環境政策が日本では無用だということにはならない。

(1) 先取的・予防的政策の必要。良かれ悪しかれ日本でもゲゼルシャフト化が進み、教育水準と仕事内容のギャップが生じることなどによって規律の弛緩や仕事不満が昂まるおそれは十分ある。近年の若年労働者の傾向、若干の公的部門における規律の弛緩、大学における規律の崩壊などを考えると、近い将来に企業においても同様の問題が生ずることが十分予想される。規律の弛緩は一旦生じてしまうと、その回復は容易でないので、先取的・予防的な政策としてもタイミングよく労働環境人間化政策を進めていくことが必要であろう。

また、企業単位でみると、今のところ大規模な労働環境の人間化は、当該企業の経済的負担は増加することになるが、その場合にも、「精神的効果および外部効果」を考慮に入れると長期的に見た場合企業的にも社会的にもプラスになる場合がある。他の福祉政策の場合と同様に、予防的改革は生産的 (productive) であることを認識して、問題が深刻化する前に早めに予防的かつ積極的な労働環境人間化政策を進めることが望ましいであろう。

(2) 日本の長所を生かした労働環境の人間化と参加。当面の日本の企業の場合、労働環境人間化の面で行なえる手近な方法は、従来のZD、QC運動などの小グループ活動を、とすれば労務管理的になりがちな運動から、現場の人々のイニシアティブと主体性を生かし、運動の計画、導入、実施のすべての過程に関係者を参加させていく労働環境人間化運動に改革して行くことである。企業内におけるその他のコミュニティ的要素についても同様である。

(3) 安全とアメニティの重点的改善。労働環境の

精神面での人間化は、労働環境の安全化と快適化の基礎の上に行なわれるべきものであるが、わが国の場合には、この点での改善で北欧諸国を参考にすべき点が少ない。安全の面では、スウェーデンの安全代表委員 (安全オンブズマン) の制度や安全基準の厳格な遵守など、安全を極度に重視するスウェーデンの政策を参考にすべきであろう。アメニティの面では、騒音、粉じんの減少、肉体的苦痛の軽減、拘束時間内での休息に対する配慮などに重点を置くべきであろう。

(4) 当面の改革の積極的推進。ベルト・コンベア・システムは、一面では経済の効率化と不熟練労働力の有効活用に寄与してきたことが大きく、また大量生産による単価切下の線で大衆に耐久消費財の入手、利用を普及させた功績は見逃しえない。わが国の現段階では、ベルト・コンベア・システムの廃止というドラスチックな変更は、このシステムの長所をそこなう惧れが多い。しかし、ベルト・コンベア・システムには既述のように短所もあるのでそれに代る方法の可能性を十分研究すると同時に、このシステムの労働者福祉へのマイナス効果を小さくする方法を積極的に取り入れて行くべきである。たとえば、スピードの自己調整、小集団での人間的コンタクトの増加、ジョブ・エンリッチメント、ジョブ・ローテーション、ジョブ・エンラージメント、生産工程の自主選択領域の拡大など、労働環境人間化のための工夫を当事者の意見を尊重しつつ積極的に行なうべきであろう。

(5) 業界内での協力と公的助成の必要。労働環境人間化政策が広汎に有益に行なわれるためには、企業間—ことに同種業種間—の協力が大切である。ことにこの政策の経験についての情報を積極的に交換して、互によりよい方式を検討することが望ましい。スウェーデンでは、この目的のために全国的なデータバンクを設置したが、これに類した情報交換方式を検討することが必要であろう。

労働環境人間化政策には、外部効果も大きいので、外部効果が広汎かつ顕著であって社会的に著しく有益と考えられる場合には、この政策の推進のために政府の助成 (例えば、スウェーデンの場合には環境基金にみられる税制上の優遇がある) が必要であり、かつ望ましいであろう。労働環境人間化政策の勤労者およびその家族などに与える福祉効果の大きいことにかんがみ、この政策を日本の公私の企業へ導入すべき具体的方式を労使代表の参加する検討委員会が、国のレベル、産業レベルおよび企業レベルにおいて検討することが望ましいであろう。 (丸尾 直美)

## スウェーデン留学研究員からの便り

東京大学助手 工学博士 白石 浩 二

(同氏は、日瑞基金の派遣研究員として、原子力工学関係の研究のため、昭和48年9月渡瑞し、2ヶ年間の予定で現地で研究に従事されている。)

こちらは、昨年より更にあたたかい冬で、2月から好天が続き、春もはやい様に思われます。一昨、昨日久しぶりにひとしきり雪がふり、少々冷えこみましたが、じきに又あたたかくなるという事です。

私も、余すところあと半年足らなくなったわけですが、実際どうして、そんなに時間が過ぎてしまったか不思議な位であります。ともかく、残りの期間全力をあげねばと考えておりますが。

日本は、かなりの不況という事ですが、こちらの経済は割合順調の様です。円の対クローネ交換レートも確かに大分悪くなりました。昨年あたり自動車のボルボが、かなり工合が悪いとか聞きま

したが、全般的な個人消費などのびたという事です。ひと月ほど前に、子供のイスを買いに家具のデパート・イケアへ参りましたが、全く、スウェーデンらしからぬ混雑ぶりで、大きな家具を買う人が多く、いささか驚いたものです。

こちらのマスコミュニケーション、少々批判もありますが、身近な問題から、大きい政治問題までよく議論している様です。テレビは、最近、原子炉建設の凍結解除の事か、連日の様に、原子炉に関係するニュース或いは番組があります。くわしい事をお知らせ出来たらと思うのですが、何分、つんぼ同然ですので残念です。

東京大学医学部助手 工学博士 池田 研 二

(同氏は、日瑞基金の派遣研究員として、医用電子工学関係の研究のため、昭和49年12月渡瑞し、1ヶ年間の予定で、現地で研究に従事されている。)

派遣研究員の皆様の御予定をお知らせ下さりありがとうございます。京大有機化学の伊藤さんといわれる方が当大学に今日3月7日から2ヶ月間お見えとのこと、早速御連絡しようと存じます。また東北大学の星宮先生とは、御出発を前にして、研究上、生活上のことについて時折お問い合わせを頂いております。

今里氏がすでに御帰国のことと存じますが、2月3日～7日のウプサラ、御滞在中の期間に、ストックホルム、ウプサラ地区の研究施設と一緒に見学させて頂きました。その際、2月3日に先ずストックホルムの瑞日協会を訪問し Bengt Ringström 氏にお目にかかりました。困ったことがあったら、いつでも相談するよにと云って下さいました。そのほか、ストックホルムでは、スウェーデン協会、SPRI、カロリンスカ病院、同医用工学研究施設 (Prof. B. Jacobson) および同データセンタ、ストックホルム・データセンタ

などを、また、ウプサラでは、アカデミック病院の各科、エエン・ホルムグレン・リハビリテーション施設、ウプサラ・データセンタなどを、また帰途にリンシェピン市に立寄り、リンシェピン医用工学研究施設を訪問、見学させて頂きました。ストックホルム訪問中に白石氏にお目にかかれればと存じましたが、今回は残念ながら機会がありませんでした。こちらに参りまして、すでに丁度3ヶ月が経ち、お蔭をもちまして生活にも馴れ、また幸いなことに私の提出申し上げました研究課題に近い研究プロジェクトが新しく発足し、その一部を分担させて頂ける状態にあり、義手を用いている腕部切断者に指先感覚を附加し、それを中枢に伝達する方法について、基礎的な問題にさかのぼって現在実験・検討しております。

いずれ時期が参りましたら公式の報告書を作成、提出申し上げます。とりあえず御礼券々、近況にふれました。

## 最近のスウェーデンの社会・経済ニュース

スウェーデンの伝統ある国王委員会制度が廃止

スウェーデンで700年の伝統を持つ制度が今年末で廃止されることとなった。国王の主宰のもとに内閣によって毎週金曜日に開かれていた国王委員会(The King in Council Meetings)が新憲法により正式に廃止されることとなった。

今後は、スウェーデンの内閣は、国王の臨席なしに、毎週木曜日に開催されることとなった。国王は、年2、3回開かれる会議において、政府の活動について報告を受けることとなることとなった。

新憲法の下でも、国王は君主であり、国家の最高の代表者ではあるが、公式には政府活動に参加しないこととなった。1974年12月30日の国王委員会の定例会議の席上、ウーロフ・パルメ首相(Olof Palme)は、国王と国王の親族が民主主義に変らぬ関心を持っていることに感謝の意を表した。首相は、今までの国王との協力は、今後も新憲法のもとで、さらに発展することを確信している旨を述べた。

政府の活動に影響を与える国王と内閣との定期協議制度は、1225年、エーリック・エーリックソン国王(king Erik Eriksson)が摂政委員会を設けたことに始まったものである。「枢密院」は13世紀末に設けられ、その活動の規則は1350年に作成された。

枢密院は中世においてしばしば指導的役割を果たしたが、その後権勢は衰え、国王の権威が高まるにつれて衰退した。

議会の権威は、50年前に承認され、この事実上の地位は新憲法のもとでも、規定されている。新憲法の基本原則の一つは、「全ての政府権力は人民に由来する」ということである。

### スウェーデンの海外投資ふえる

スウェーデンの各企業が国立銀行に対して行った海外投資の認可申請総額は、昨年1974年には1973年の15億300万クローナ(976億9,500万円)に較べて24億3,000万クローナ(976億9,500万円)に達した。特に大幅に投資が増えたのは、アメリ

カ、オランダ、ブラジル、ベルギー、イラン及び日本への投資である。発展途上国全体に対しては申請は2億600万クローナ(133億9,000万円)から4億400万クローナ(262億6,000万円)に増えている。

スウェーデンに対しての海外からの投資は6億1,500万クローナ(399億7,500万円)から6億7,400万クローナ(438億1,000万円)へと若干増えたこととなった。

昨年中に国立銀行は、海外からの借入として総額47億1,500万クローナ(3,064億7,500万円)を認可したが、これは1973年と較べて20億クローナ(1,300億円)程の増大である。

### 産業界の新規受注高、下降傾向に

スウェーデン経済企画庁(Institute of Economic Research)が、この12月に行なわれた調査についての経済概況報告書に依れば、現在の産業界の生産計画では、工業生産高は今年の第一四半期にはゼロ成長、上半期全体ではほんの名目程度の伸びを示すとどまろう。

こうした経済界全般の経済情況についての見解としては、去年9月の頃のものと較べると大幅に悲観的となっている。こうした傾向が生じた事実の後にある要因としては、需要、特に輸出市場の需要の大幅な低下と、1974年の第四四半期に生じた受注残の減少とをあげることができる。

企業は今年の第一四半期もまた、輸出及び国内市場双方からの新規受注は下降をつづけるものと予想している。昨年の第二四半期以降安定に向った物価は、季節変化のパターンに従って1~3月期には上昇へ向うものと想定される。

生産増大を計画している業界としては、鉄鋼、造船、及び機械工業の一部をあげることができる。一方、森林業及び非鉄金属業の一部では、生産減少が予想されている。

資源の利用問題は、昨年夏にピークとなったものの、産業界全体では重要な問題になっていることを同庁は指摘している。

ご参加のお誘い

## 福祉社会の流通・生協視察調査団

50年8月20日～9月5日（17日間） 旅行費 ￥585,000

1970年代は「消費者の時代」といわれ、大衆消費時代を迎えた消費者は、複雑な消費生活に対応しなければならず、また、世界的なインフレーションが進む中で消費者自らの合理化と同時に、これに対応するべく、流通部門もその方策の選択を消費者以上に迫られているといっても過言ではありません。このような状況の中で、北欧を中心とする自由な経済社会における協同組合と、民間企業との流通分野での公正な競争と共存の関係ををつぶさに調査研究することは、わが国の流通部門が今後の発展を目指すに当って多くの示唆を与えてくれるものと確信いたします。

### 視察・調査の目的

スウェーデンを中心とする福祉社会において、流通部門が一般消費者にどのように対応しているかを、下記の点に注目しながら、調査研究するため、この視察・調査旅行は企画されました。

- 一、ヨーロッパの生協型消費者運動の展開
- 一、一般の小売業（ボランティアチェーン、オーディナリーチェーン）などの販売戦略
- 一、国および自治体の経済政策が流通部門におよぼしている影響

なお、当調査団では、調査内容の焦点を流通部門にしぼっていますが、経済政策、福祉政策などに興味をお持ちの方々にも当研究所は、前回（1972年）の福祉国家調査視察団の経験を生かし、かつ在日スウェーデン大使館のご好意を通じ、ご便宜をお計り致しますので、そういう方々のご参加をも歓迎致します。

### コーディネーター

氏名 経済学博士 内藤 英 憲  
 略歴 慶応義塾大学卒業 国民金融公庫統計課長を経て現在日本大学経済学部教授  
 社団法人 スウェーデン社会研究所理事

### 業務視察先一覧

国および 名都市	視 察 先	特 色	
デンマーク (コペンハーゲン) (2泊3日)	1. F. D. B.	消費協同組合連合会 ハイパーマーケット デパートメント・ストア スーパーマーケット	
	2. OBS!		
	3. QUVICKLY		
	4. BRUGSEN		
	スウェーデン (ストックホルム) (5泊6日)	1. KF	消費協同組合連合会
		2. テストキッチン	
		3. 図書館	協同組合大学
		4. ボール・ワールド	
		5. 配送センター	
		6. OBS!, DOMUS, KONSUM	全国配送センター（非食品）、地方配送センター（食品） 各種協同組合店舗
		7. ニュータウン	ストックホルム郊外のショッピングセンターをもつニュータウン ボランティア・チェーン
		8. ICA	民間デパート（NK, A HLENS） 民間スーパー（EPA, TEMPO）
		9. NK	
		10. A HLENS	
ノルウェー (オスロ) (1泊2日)	11. EPA	消費協同組合連合会 デパートメント・ストア	
	12. TEMPO		
	13. 消費者 オンブズマン		
	14. 卸・小売研究所		
イギリス (マンチェスター) (ロンドン) (3泊4日)	1. イギリス生協本部	生協運動の発祥地	
	2. ロッチデール生協		
スイス (チューリッヒ) (2泊3日)	1. 国際協同組合連盟	協同組合	
	2. ロンドン生協		
	1. MIGROS		

参加ご希望の方には、詳しいパンフレット（募集案内）をお送り致しますので、下記にお問い合わせ下さい。

〒100 東京都千代田区丸の内2-4-1

丸ノ内ビルディング781号室

社団法人 スウェーデン社会研究所

電話03-212-4007・1447

日経新書 228

# 福祉国家の人びと

内側から見たスウェーデン

著者 立正女子大学教授 菊池幸子

212頁 定価 480円

著者のことば——

私の体験のなかでとらえたスウェーデン人の生活を、子ども、若もの、中年、老人と世代別に、生活様式、人間関係、価値観などの面から分析した。

福祉の実験国といわれる先輩国スウェーデンを人間の生活レベルの視点から再検討し、孤独な老人たちや非行少年の問題など、いくつかの福祉社会のひずみも指摘している。適切な人間対策なしでは真の福祉国家は実現できないと考えたからである。

〒100 東京都千代田区大手町1-9 電話 (03) 270-0251 振替東京555 日本経済新聞社

至誠堂新書 58

# 福祉とは何をする事か

スウェーデンを場として福祉国家の現実を探り、その財政、経済システム、都市対象、教育問題、価値観の変化等、多面的アプローチ

スウェーデン社会研究所編

350頁 定価980円

発刊の辞 西村 光夫

序 高須 裕三・丸尾 直美

第一章 スウェーデン福祉国家の社会経済史的背景

第二章 選ばれた体制

第三章 スウェーデン式ウエイオブライフ

第四章 福祉社会の担い手たち

第五章 福祉政策と年金

第六章 教育による自由と平等の推進

執筆者 (執筆順)

高須	裕三	三美
丸尾	直良	雄彦
加藤	山泰	彦夫
永野	山道	憲夫
河野	藤英	子
内藤	池幸	子
菊池	野寺	百合
小野	寺	博
中嶋	嶋	博
荒井	井	博

〒101 東京都千代田区鍛冶町1-3 電話 (03) 256-8121 振替東京97579 至誠堂